

株 主 各 位

熊本県熊本市西区春日三丁目15番60号

株式会社ローカル

代表取締役社長CEO 吉永 安宏

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第18期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://lo-cal.co.jp>

上記のウェブサイトアクセスして、「IR情報」を選択の上、ご覧ください。



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、
「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。



なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年5月28日（木曜日）18時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2026年5月29日（金曜日）16時 |
| 2. 場 所 | 熊本県熊本市西区春日三丁目15番60号JR熊本白川ビル4F |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第18期(2025年3月1日から2026年2月28日まで)事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 議 案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示がされたものとして取り扱いいたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を記載いたします。

事業報告

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化や雇用・所得環境の改善、各種政策の効果により、緩やかな回復基調が続いております。

一方で、エネルギー価格の変動や為替の不安定な動き、物価上昇の継続など、先行きには依然として不透明感が残っており、企業活動を取り巻く環境は引き続き慎重な見極めが求められる状況にあります。こうした中、リモートワークの定着などライフスタイルの変化傾向は継続しており、EC市場は伸び率こそ鈍化したものの拡大傾向を維持し、食品ECに対する需要は引き続き堅調に推移しております。

このような事業環境の中、当社においては「地方から日本を元氣する」という使命のもと、食のSPA（製造小売）企業として、地域製品の価値向上に取り組んでおります。EC事業においては、くまもと風土等の8ブランド計28サイトの運営により地方の農産品等の販売を行っております。また、ふるさと納税サポートでは41自治体と契約し、計289サイトを運営することで、地方自治体の財源確保に寄与しております。

2026年2月期の経営成績は以下の通りです。

なお、当社は、2024年9月30日の臨時株主総会の決議により定款の一部変更を行い、決算期（事業年度末日）を従来の9月30日から2月末日に変更いたしました。

これにより、前第17期事業年度が2023年10月1日から2025年2月末日までの17ヵ月となったため、当事業年度の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しております。

食のSPA事業は地方の農産品や地場産品を自社にて仕入、加工、販売、出荷、カスタマーサポートまでを一気通貫で実施しており、BtoCとして、ECでの販売及びふるさと納税の返礼品の提供を行い、BtoGとして、自治体のふるさと納税の運営や地域活性化のサポートを行っております。当事業年度は製造拠点として千葉県の勝浦、茨城県の河内及び福岡県の鞍手で米工場を稼働させ、各地域における地域産品の魅力を全国に届けるため、一層の食のSPA化を推し進めております。

その中でBtoCとして熊本の農産品や加工品を販売する「くまもと風土」、九州一円の産品を出品する「九州風土」そして、全国の産品を販売する「ご当地風土」を立ち上げて商品ラインナップを充実させております。また、ふるさと納税の返礼品として自社の商産品を全国の寄附者へ提供しております。

BtoGとしては、新たに茨城県河内町及び結城市、千葉県勝浦市など9自治体とふるさと納税運営代行委託業務を開始しており、合計41自治体のサポートを実施しております。

その結果、食のSPAに係る売上高は8,692,741千円となりました。

その他事業としては、飲食事業等を行っており、売上高は106,774千円となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は8,799,515千円、営業利益は215,198千円、経常利益は155,063千円、当期純利益は116,583千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資については、食のSPAセグメントにおいて生産設備の増強を目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当事業年度の設備投資の総額は129,118千円であります。なお、設備投資額には資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

(3) 資金調達の状況

当社においては、仕入資金の安定的な確保及び資金効率を目的として、取引金融機関6行と、総額27億円のシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。なお、当期末において当該契約に基づく実行残高は2,308百万円となります。

(4) 対処すべき課題

① 売上高の拡大

ふるさと納税やECサイトを活用した販路の多様化に加え、地域産品の魅力を発信する広報活動を強化しています。今後も地域の特色を活かした商品開発とブランド力の向上に取り組んでまいります。

② 生産性向上と業務効率化適正

作業の標準化やデジタルツールの導入によって、選果・加工現場の生産性向上を推進しています。今後も設備更新や作業動線の見直しを通じて、省力化と品質向上を両立させてまいります。

③ 内部管理体制の強化

当社は、今後もより一層の事業拡大を見込んでおり、業務の効率化や生産性向上に向けたDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が求められる中で、現場と本部が一体となって取り組むための管理体制の整備が課題となっています。これに対しては、DX推進本部を立ち上げており、ITリテラシーの底上げに向けた教育の実施や、データ活用基盤の整備などを通じて、全社的なDX推進体制の強化を進めてまいります。

④ 情報管理体制の強化

当社は、顧客情報を含む個人情報を取り扱っております。これらの情報につきましては、社内規定の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、システム環境の整備などを行うことで厳密に管理しておりますが、今後も重要な課題のひとつとして認識し、管理体制の強化に取り組んでまいります。

⑤ 優秀な人材の確保と育成

当社は、中長期的な企業価値の向上に向けて、優秀で意欲的な人材を採用し、その定着を図ることは経営基盤を強固にしていくために非常に重要な課題であると認識しております。当社としては積極的な採用活動を継続するとともに、業務管理や社内教育体制の強化により採用した人材の離職率の低減も図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第15期 (2022年9月期)	第16期 (2023年9月期)	第17期 (2025年2月期)	第18期 (当事業年度) (2026年2月期)
売上高	5,347,240 千円	6,218,613 千円	8,302,132 千円	8,799,515 千円
経常利益	9,208 千円	282,770 千円	14,591 千円	155,063 千円
当期純利益又は 当期純損失(△)	△905 千円	166,710 千円	13,396 千円	116,583 千円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損 失(△)	△0.23 円	41.68 円	3.35 円	29.15 円
総資産	2,339,394 千円	2,628,801 千円	3,211,646 千円	5,319,994 千円
純資産	112,335 千円	275,902 千円	289,213 千円	471,063 千円
1株当たり純資産	28.08 円	68.05 円	71.34 円	116.84 円

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は、2023年3月7日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 第17期は決算期変更により、2023年10月1日から2025年2月28日までの17ヵ月となっております。
4. 当社は、2025年8月13日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
食のSPA事業	ECサイトや契約自治体のふるさと納税ポータルサイトを通じた生鮮食品、加工食品等の販売及びふるさと納税の運営サポート
その他の	飲食店舗事業等

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社	熊本県熊本市西区
福岡 支 社	福岡県福岡市中央区
岡山 支 社	岡山県岡山市中区
和 歌 山 支 社	和歌山県紀の川市
長 野 支 社	長野県松本市
北 海 道 支 社	北海道札幌市中央区
千 葉 支 社	千葉県流山市
田 崎 選 果 場	熊本県熊本市西区
近 見 精 米 工 場	熊本県熊本市南区
合 志 食 肉 加 工 場	熊本県合志市
玉 東 ミ ネ ラ ル ウ ォ ー タ ー 工 場	熊本県玉名郡玉東町

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
161 [88] 名	47 [12] 名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は、年平均人員数を〔 〕内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 肥 後 銀 行	1,257,693 千円
株 式 会 社 熊 本 銀 行	576,381
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	523,124
楽 天 銀 行 株 式 会 社	356,444
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	300,000
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	281,026
株 式 会 社 り そ な 銀 行	279,215
株 式 会 社 福 岡 銀 行	256,444
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	228,222

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 16,000,000株

(2) 発行済株式の総数 4,000,000株

(3) 株主数 6名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ヨシナガ	1,889,000 株	47.23 %
吉永安宏	1,850,000	46.25
K&Pパートナーズ4号投資事業有限責任組合	200,000	5.00
K&Pパートナーズ株式会社	50,000	1.25
株式会社ビレッジセブン	10,000	0.25
まくら株式会社	1,000	0.02

(注) 株式会社ヨシナガは代表取締役社長CEO吉永安宏が代表取締役を務める資産管理会社であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況 2023年9月7日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき1,800円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。
- ④ 新株予約権の行使期間 2025年10月1日から2033年8月31日
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	1,860個	普通株式 186,000株	3名

2024年9月17日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき6,500円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。
- ④ 新株予約権の行使期間 2026年10月1日から2034年8月31日
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	120個	普通株式 12,000株	3名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 C E O	吉 永 安 宏	
常 務 取 締 役	長 尾 匡 展	地方創生事業本部長
取 締 役 C F O	藤 井 順	管理本部長
取 締 役	倉 岡 剛 太	EC事業本部長
取 締 役	大 西 芳 明	株式会社セールスヴィガー 代表取締役
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	浦 田 充 子	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	朝 日 義 明	日本エス・エイチ・エル株式会社社外監査役 スマートソーラー株式会社 社外監査役 株式会社タスク 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	千 葉 康 博	千葉総合法律事務所 所長 株式会社テクノクリエイティブ 社外取締役 株式会社熊本銀行 社外取締役 (監査等委員) 株式会社YNパートナーズ 代表取締役 大洋企業株式会社 監査役 医療法人創起会 監事

- (注) 1. 大西芳明氏は社外取締役であります。
2. 浦田充子氏、朝日義明氏及び千葉康博氏は、社外取締役 (監査等委員) であります。
3. 浦田充子氏は公認会計士及び税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め監査・監督機能を強化するために、浦田充子氏を常勤の監査等委員に選定しております。
5. 倉岡剛太氏は、2026年2月28日に取締役を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の役員、役員と共に共同被告として損害賠償請求を提起されている従業員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年3月14日の取締役会において、監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役3名）が出席し、十分な論議を行った上で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当社の業務執行取締役の報酬等は、基本報酬、賞与、ストックオプション(新株予約権)により構成されております。当社では、役員報酬について会社の業績や経営内容、経済情勢、各取締役の職位や貢献度等を考慮して決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、取締役会の決議により一任された代表取締役社長CEOの吉永安宏が、株主総会で決議された報酬総額の限度内において決定する権限を有しております。なお、委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長CEOが適していると判断したためであります。また、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会が株主総会で決議された報酬総額の限度内において決定する権限を有しており、監査等委員会における協議及び審議にて決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	95,700 (3,600)	95,700 (3,600)	— (—)	— (—)	5 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	8,640 (8,640)	8,640 (8,640)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 （うち社外取締役）	104,340 (12,240)	104,340 (12,240)	— (—)	— (—)	8 (4)

(注) 2023年12月29日開催の第16回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は年額150,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち、社外取締役は1名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	大 西 芳 明	株式会社セールスヴィガー 代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	朝 日 義 明	日本エス・エイチ・エル株式会社 社外監査役 スマートソーラー株式会社 社外監査役 株式会社タスク 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	千 葉 康 博	千葉総合法律事務所 所長 株式会社テクノクリエイティブ 社外取締役 株式会社熊本銀行 社外取締役 (監査等委員) 株式会社YNパートナーズ 代表取締役 大洋企業株式会社 監査役 医療法人創起会 監事

(注) 上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	大 西 芳 明	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、主に経営に関する広範な知識、経験から、適宜発言を行っております。また、社外取締役として当社の経営に対し監督・助言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	浦 田 充 子	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会13回の全てに出席して、主に公認会計士及び税理士としての専門的知見から、適宜発言を行っております。また、社外取締役として当社の経営に対し監督・助言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	朝 日 義 明	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会13回の全てに出席して、主に経営に関する広範な知識、経験から、適宜発言を行っております。また、社外取締役として当社の経営に対し監督・助言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	千 葉 康 博	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会13回の全てに出席して、主に弁護士としての専門的知見から、適宜発言を行っております。また、社外取締役として当社の経営に対し監督・助言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人やまぶき

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円

(注) 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制として取締役会にて、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの整備及び運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役は、ミッションやビジョンを含む経営方針に則った価値観に基づく行動を率先指導し、当社において法令、定款及び企業倫理を遵守する土壌を作ります。
 - (b) 役職員が法令及び定款を遵守し、社会規範及び倫理観を尊重して職務を執行するための「リスク・コンプライアンス管理規程」を制定して、その周知徹底を図ります。
 - (c) 内部監査室は、「内部監査規程」に基づいて継続的に内部統制システムの運用状況調査を行い、その結果については適宜取締役へ報告いたします。
 - (d) 内部通報制度を活用して、法令違反等の早期発見・未然防止に努めるとともに、是正・改善が必要な場合は速やかな措置を講じます。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 株主総会、取締役会等の重要な会議の議事録並びに資料を含めた取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等諸規程に基づいて書面又は電磁的記録により作成、保管、保存します。
 - (b) 取締役の職務の執行に係る情報については、必要な関係者が閲覧並びに謄写できる状態を維持します。
- ③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 当社経営に対するあらゆる損失の危機に対処するため、「リスク・コンプライアンス管理規程」を制定し、予想されるリスクの把握とともに予防的措置をとり、さらにリスクが発生した場合の被害を最小限にとどめるための体制を整備します。
 - (b) 当社のリスク管理の所管部門は「総務部」とし、各部がリスクの発生を把握した場合は総務部を通じて速やかに当社取締役会に報告し、取締役会は迅速な対応により被害拡大の防止に努めます。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 当社は取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営にかかわる業務執行上の重要案件については、取締役及び幹部社員から構成される経営会議において事前審議を行い、その審議を経て意思決定を行うこととし、経営会議は原則として週に1回開催しております。
 - (b) 取締役の業務執行については、「取締役会規程」、「役員規程」、「稟議規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づきそれぞれの責任者及びその責任、執行手続き等について定めております。
- ⑤ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する事項及び当該使用人の取締役会からの独立性並びに指示の実行性の確保に関する事項
 - (イ) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会の職務が適切に行われるよう速やかに対処いたします。
 - (ロ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、監査等委員会の指示命令下においてその業務に専念させ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、異動、人事評価並びに賞罰等の人事関連事項については監査等委員会の意見を尊重いたします。
 - (b) 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
 - (イ) 役職員は、職務の執行に関する法令違反又は定款違反、不正事実の発見又は当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに、監査等委員会に報告します。また内部監査室は内部監査の状況を監査等委員会に報告します。さらに内部通報についても速やかに監査等委員会に報告されます。
 - (c) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

- (イ) 当社は監査等委員会に報告した当社役職員に対して、通報又は報告をしたことを理由に不利益な取り扱いをすることを禁じ、当該報告者を保護します。
- (d) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還手続きその他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項
 - (イ) 監査等委員が職務執行上の費用の前払等の請求を当社に対して行った場合は、その請求が職務執行上必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算を行います。
- (e) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 監査等委員である取締役は社外取締役を基本とすることによって、ステークホルダーに対する透明性を高めるとともに、監査等委員である取締役としては企業経営に精通した経験者、有識者や公認会計士等の有資格者を招聘することで、監査の実効性や有効性を高めております。
 - (ロ) 監査等委員は、重要課題等について代表取締役と協議並びに意見交換するための会議を適宜開催し、又は会計監査人との定期的な情報交換を行います。

⑥ 財務報告の適正性を確保するための体制

- (a) 財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規定を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図ります。

⑦ 反社会的勢力排除に向けた体制

- (a) 反社会的勢力との関係を一切持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、取引先がこれに関わる個人、企業又は団体等であると判明した場合は、当該取引先との取引を解消に向けて取り組みます。
- (b) 顧問弁護士並びに外部専門機関との連携により、有事に対する協力体制を構築しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 企業統治体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社制度を採用しており、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置するとともに、内部監査部門、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。これらの各機関の相互連携により、適切な企業統治体制を構築しております。

② 取締役会

取締役会は、法令や定款、社内規程に定められた経営上の重要事項について報告・審議を通じた意思決定を行うとともに、取締役の業務の執行状況を監督しております。定時取締役会は毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

③ 監査等委員会

当社は、監査等委員会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。監査等委員会では、「監査等委員会監査等規程」に基づき監査計画を作成し、当社の監査を実施しております。また、代表取締役、会計監査人並びに内部監査人との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

④ 内部監査

内部監査担当者は「内部監査規程」に基づき内部監査計画を作成し、当社の内部監査を実施しております。内部監査の結果は、代表取締役社長に報告するとともに、該当部門に対して改善指導等を実施しております。

⑤ リスク・コンプライアンス管理体制

「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を四半期ごとに開催し、リスク管理及びコンプライアンス推進に関する協議・決議を行っております。

また、当社は「相談窓口制度運用規程」に基づき、内部通報制度を設けており、当社の取締役・使用人に対し、周知を行っております。通報者に対しては、解雇その他不利益な取扱いを禁止し、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置付けており、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

当社では、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。また、剰余金の配当については、毎年2月末日を基準日とする期末配当及び毎年8月31日を基準日とする中間配当のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度につきましては、経営基盤の強化及び今後の事業拡大に備えるために適正な内部留保の蓄積を優先とさせていただき、無配といたしました。今後の利益還元につきましては、経営成績を勘案しながら、適宜検討していく予定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2026年 2 月 28日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,510,510	流動負債	4,339,570
現金及び預金	1,199,889	買掛金	150,474
売掛金	693,831	短期借入金	3,408,000
商品及び製品	322,492	1 年内償還予定社債	35,000
仕掛品	17,869	1 年内返済予定長期借入金	214,301
原材料及び貯蔵品	2,177,380	リース債務	26,287
前渡金	36,828	未払金	398,510
前払費用	25,471	未払費用	26,398
未収消費税等	18,828	未払法人税等	56,907
その他	17,918	前受金	6
固定資産	809,484	預り金	4,190
有形固定資産	523,462	賞与引当金	17,673
建物	171,685	その他	1,821
構築物	9,901	固定負債	509,361
機械装置	81,029	長期借入金	436,251
車輛運搬具	8,895	リース債務	58,740
工具器具備品	20,334	資産除去債務	14,370
土地	127,848		
リース資産	72,969		
建設仮勘定	30,800	負債合計	4,848,931
無形固定資産	27,497	(純資産の部)	
ソフトウェア	6,085	株主資本	407,267
リース資産	1,678	資本金	24,000
のれん	18,096	利益剰余金	383,267
ソフトウェア仮勘定	1,637	その他利益剰余金	383,267
投資その他の資産	258,523	繰越利益剰余金	383,267
投資有価証券	141,904	評価・換算差額等	60,093
出資金	750	その他有価証券評価差額金	60,093
長期前払費用	165	新株予約権	3,701
繰延税金資産	26,135		
その他	89,568	純資産合計	471,063
資産合計	5,319,994	負債・純資産合計	5,319,994

損 益 計 算 書

(2025年 3 月 1 日から
2026年 2 月28日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		8,799,515
売上原価		6,170,994
売上総利益		2,628,521
販売費及び一般管理費		2,413,322
営業利益		215,198
営業外収益		
受取利息	2,249	
受取配当金	4	
受取損害賠償金	1,454	
投資有価証券売却益	2,052	
その他	2,261	8,022
営業外費用		
支払利息	39,124	
社債利息	218	
支払手数料	25,000	
その他	3,813	68,156
経常利益		155,063
特別利益		
事業譲渡益	5,962	5,962
特別損失		
固定資産除却損	894	894
税引前当期純利益		160,131
法人税、住民税及び事業税	57,252	
法人税等調整額	△13,704	43,548
当期純利益		116,583

株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金		株主資本合計
		その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	24, 000	266, 684	266, 684	290, 684
事業年度中の変動額				
当期純利益		116, 583	116, 583	116, 583
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	－	116, 583	116, 583	116, 583
当期末残高	24, 000	383, 267	383, 267	407, 267

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△5,336	△5,336	3,865	289,213
事業年度中の変動額				
当期純利益				116,583
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	65,430	65,430	△163	65,266
事業年度中の変動額合計	65,430	65,430	△163	181,850
当期末残高	60,093	60,093	3,701	471,063

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 …………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料、…………… 主に総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品 …………… 一部の原材料は個別法による原価法

貯 蔵 品 …………… 総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 …………… 7～29年

構 築 物 …………… 8～20年

機械装置 …………… 2～10年

車両運搬具 …………… 2～12年

工具器具備品 …………… 2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア
（自社利用分） …………… 5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞 与 引 当 金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は主にインターネット上で商品の販売を行っており、顧客に対して商品を引き渡す履行義務を負っております。約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足され、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には出荷時に収益を認識しております。

5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

繰延税金資産 26,135千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

表示方法の変更に関する注記

損益計算書関係

前事業年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建 物	67,402 千円
土 地	35,152 千円
原材料	2,030,895 千円
計	2,133,451 千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	2,308,000 千円
一年内返済予定の長期借入金	44,220 千円
長期借入金	236,806 千円
計	2,589,026 千円

2. 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達をおこなうため取引銀行8行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額及び貸出コミットメントラインの総額	3,900,000 千円
借入実行残高	3,408,000 千円
差引額	492,000 千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

減価償却累計額	427,451 千円
---------	------------

損益計算書に関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	4,000,000 株
------	-------------

2. 新株予約権に関する事項

当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

295,600 株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、棚卸資産評価損、減価償却限度超過額等であり、繰延税金負債の発生は、その他有価証券評価差額金であります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については主に、銀行等金融機関からの借入により行っております。

なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヵ月以内の期日のものであります。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済期限は返済日後、最長9年であります。

売掛金に係る信用リスクは、「与信管理規程」等に沿って各事業部門が状況を把握しリスク低減を図っております。

借入金は流動性リスクに晒されておりますが、月次で資金繰り表を作成し、資金繰り動向を把握・管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	141,904	141,904	—
資産計	141,904	141,904	—
社債	35,000	34,968	△31
長期借入金	650,552	639,715	△10,836
リース債務	85,027	83,521	△1,505
負債計	770,579	758,205	△12,373

（※1）「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）投資有価証券の上場株式については相場価格を用いて評価しております。社債、長期借入金及びリース債務の時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しております。

関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称 又は 氏 名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	当社の 取引内容	取引金額	科 目	期末残高
役員及び その近親者	吉永安宏	被所有 直接46.25% 間接47.23%	当社取締役 債務被保証	銀行借入に対する債務被保証 (注1)	129,215	—	—
				リース契約に対する債務被保証 (注2)	36,946	—	—
				賃貸借契約に対する債務被保証 (注3)	19,077	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 銀行借入に対する債務保証の取引金額については、期末残高を記載しております。なお、当該債務保証に対する保証料の授受はありません。

(注2) リース契約に対する債務保証の取引金額については、期末残高を記載しております。なお、当該債務保証に対する保証料の授受はありません。

(注3) 賃貸借契約に対する債務保証の取引金額については、当事業年度における地代家賃の支払額（消費税等抜き）を記載しております。なお、当該債務保証に対する保証料の授受はありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 116円 84銭

1株当たり当期純利益 29円 15銭

(注) 当社は、2025年8月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

重要な後発事象に関する注記

該当事象はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年4月27日

株式会社ローカル
取締役会 御中

監査法人やまぶき
福岡事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 江 口 ニ 郎 ⑩

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 内 海 慎 太 郎 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ローカルの2025年3月1日から2026年2月28日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下、「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見表明の基礎となる、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、計算書類等の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月30日

株式会社ローカル 監査等委員会

常勤監査等委員 浦 田 充 子 ㊞

監査等委員 朝 日 義 明 ㊞

監査等委員 千 葉 康 博 ㊞

(注) 監査等委員の3名全員が、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）４名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	吉永 安宏 (1978年 1 月23日生)	2008年 7 月	株式会社コムセンス（現当社）設立 代表取締役社長CEO就任（現任）	1, 850, 000株
2	長尾 匡展 (1980年12月21日生)	2003年 4 月 2015年 7 月 2015年11月 2020年10月 2024年 1 月	株式会社セイシン企業 入社 株式会社司食品工業 入社 株式会社コムセンス（現当社）入社 当社 取締役就任 当社 常務取締役就任（現任）	—
3	藤井 順 (1977年 4 月22日生)	2006年11月 2007年 7 月 2013年 7 月 2015年 7 月 2022年 7 月	新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 財務省九州財務局 入局 有限責任監査法人トーマツ 入所 当社 取締役CFO就任（現任）	—
4	大西 芳明 (1960年 8 月15日生)	1984年 4 月 1985年11月 1999年 7 月 2001年 6 月 2003年10月 2005年 9 月 2007年11月 2008年 3 月 2015年 5 月 2023年10月	湯浅商事株式会社（現株式会社YUASA）入社 株式会社リクルート（現リクルートホールディングス）入社 株式会社ネスター 代表取締役就任 株式会社キャリアデザインセンター 取締役就任 株式会社パソナ 執行役員就任 株式会社スタッフサービスセールスマーケティング 取締役副社長就任 楽天株式会社 執行役員就任 同社取締役就任 株式会社セールスヴィガー 代表取締役就任（現任） 当社 取締役就任（現任）	—

- (注) 1. 大西芳明氏は社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は２年７ヵ月であります。同氏を引き続き、社外取締役候補者とする理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は、経営者として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社の経営全般を監督いただくことであります。
2. 当社は、大西芳明氏との間で、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏と当該契約を締結する予定であります。
3. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

4. 当社は、取締役等を被保険者として役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。被保険者が自身の職務執行に起因して負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとしております。なお、保険料は当社が全額負担しております。

以上